

第2章 食中毒事件（疑い）発生時の危機管理

不幸にして食中毒事件または疑いが発生した場合も、迅速で適切な対応ができなければ児童生徒、その家族等への二次感染の危険が増大し、不安感を増幅することになる。このような被害の拡大を防止するために、次のような体制で臨まなければならない。

1 患者の早期発見と二次感染予防対策

校内で食中毒が発生していたにもかかわらず、風邪等と判断し、対応が遅れた例がある。近年発生している食中毒は、腸管出血性大腸菌O157やノロウイルス、サルモネラエンテリティディス等、二次感染を伴うものが多く、校内はもとより児童生徒の家族にまで感染が拡大する。このため患者の早期発見に努め、発症者の医療機関への受診や回復への対応だけでなく、二次感染防止対策を講じることが求められる。

2 食中毒発生時における対応

保護者への迅速な連絡は、家族間の二次感染を防止し、不安感の払しょくにつながる。児童生徒に持たせる「保健便り」などでも、正確な情報を掲載し、保護者に周知しておく必要がある。

この連絡体制で最も重要なことは迅速性である。また、校内において決められた役割分担を機能させることが大切であり、特に報道等外部の対応については窓口を決めて情報の食い違いのないようにする必要がある。

(1) 学校の対応

食中毒の集団発生またはその疑いのある時は、学校は速やかに次のような措置をとる必要がある。

- ・ 校長は、欠席者の欠席理由や校内に異常を訴える児童生徒、教職員の症状が腹痛、下痢、嘔吐、発熱などの食中毒症状である場合は、速やかに学校医、市町村教育委員会、保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期すこと。学校給食の中止について保健所等と相談の上、速やかに判断すること。
- ・ 校長は衛生管理に関する校内組織に基づき、教頭、保健主事、学級担任、給食主任、養護教諭、栄養教諭等の役割を確認し、機能するよう指示すること。また、教育委員会や保健所、報道関係には校長及び教頭等が責任を持って対応すること。
- ・ 学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって取り組むようにすること。
- ・ 家庭への伝達については、あらかじめ作成した緊急連絡網により、速やかに行うこと。その際、個人のプライバシーや人権を侵すことがないように十分注意すること。また、電子メールにより連絡を行う場合は、確実に送信され、メールが開かれたかどうかを確認すること。
- ・ 原因究明のための保健所の調査に協力し、その指示のもと、全児童生徒の健康状態及び喫食状況の把握を行うこと。また、保健所や学校医等の指示のもと、必要に応じて欠席者の家庭訪問による調査や相談を行うこと。

- ・保健所の立ち入り調査の際は、担当者を定めて適切に対応すること。
献立表、調理作業工程表、作業動線図、給食用物資検収票、学校給食従事者の健康記録票、調理従事者の検便検査結果、学校給食日常点検票、加熱温度記録簿、検食簿等の関係諸帳簿を用意すること。
- ・教育委員会、保健所、その他の関係機関に対して、有症児童生徒等の状況等について終焉まで定期的に報告し、指示を求めること。
- ・保護者に対し、食中毒の発生状況、食中毒に関する知識、児童生徒及び家族の健康管理に関する注意事項等を随時連絡し、協力を求めること。
- ・児童生徒に対し、緊急の全校集会などで次の事柄について必要な説明及び指導を行うこと。
食中毒の発生状況、食中毒に関する知識、手洗いの励行などの健康管理面の注意事項、食中毒に罹患した児童生徒やその家族に対し、差別や偏見をもった対応をしないなどの注意事項

なお、食中毒(疑い)発生時には原因究明等のため、次の資料の提出が求められる。

学校(共同調理場)における食中毒等発生状況報告(学校給食衛生管理基準別紙4-1)

献立表(使用食品を記載したもの)2週間分

学年毎の児童生徒数と教職員の患者数の状況(毎日)

調理作業工程表

作業動線図

加熱温度記録簿

給食用物資検収票

検食簿

学校給食従事者の検便検査結果

学校給食従事者の個人ごとの健康記録簿

学校給食日常点検票

発生の経過を時系列にまとめたもの

保健所の指示事項

学校医等の指示事項

調理室の平面図

保存食記録簿

その他

(2) 市町村教育委員会の対応

食中毒の集団発生またはその疑いのある時は、市町村教育委員会は速やかに次のような措置をとる必要がある。食中毒と断定されるまでには、時間を要することから、被害の拡大を防ぐため、疑いの段階から、食中毒の発生を想定して対応することが極めて重要である。

- ・校長から食中毒の集団発生またはその疑いについて報告された市町村教育委員会は、速やかに保健所に通報及び県教育委員会(教育事務所)に報告すること。
- ・市町村教育委員会は、校長に対して、学校給食の中止など当面の措置について必

要な指導を行うこと。

- ・市町村教育委員会は、市町村保健担当部局（「食中毒対策本部」が設置された場合は同本部）との連絡を密にし、患者等の受け入れ医療機関についての情報提供、原因究明への協力、二次感染防止対策等について、保健所、医療機関、学校、県教育委員会（教育事務所）との連携を図ること。
- ・市町村教育委員会は、学校に対する保健所の調査に立ち会うこと。
- ・市町村教育委員会は、管下の学校に対し、食中毒の再発防止や有症者に対するプライバシーの侵害、いじめなどが起こらないよう必要な指導を行うこと。

不測の事態への対応を誤れば、誤った情報が独り歩きして児童生徒やその保護者及び学校関係者に混乱を起こすことになりかねない。そのような事態を防止するためにも、多くの関係者に正確な情報を伝えることが重要である。

日頃から食中毒事件が発生した場合の危機管理体制について討議し、初動行動を決めておくことが重要である。

以下参考

山形県教育庁スポーツ保健課における
学校給食を原因とする食中毒（疑い）発生時の対応マニュアル

《市町村立学校の場合》

事件報告の連絡体制

1 学校給食を原因とする食中毒（疑い）発生時の連絡体制

図 1 による

2 連絡の際の留意事項

- (1) 連絡においては、様式 1 により連絡責任者を定め、連絡責任者が中心となり相互に対応する。なお、窓口は 1 人でも、情報は共有し、連絡責任者が不在の場合でも対応できる体制作りを行う。(文部科学省・県教育委員会・教育事務所・市町村教育委員会・学校等)
- (2) 衛生部局との連携を密にする。
- (3) 文部科学省学校健康教育課に報告する。(速報)

3 緊急対応体制を組む

- (1) 学校等への指導方針、方策の決定
- (2) マスコミ等外部との対応はマスコミ対応責任者を定め行うこととし、事実関係を確認後に行う。

食中毒（疑い）発生報告の詳細状況の確認

1 状況の把握

様式 2 による。

発症者の特定並びに人数（学校名、学年別、男女別、発症者の割合）

探知の日時並びに方法

発症月日並びに発生場所（最初に異常を感じた日時や場所）

患者の主要状況（下痢、発熱、嘔吐、腹痛等の症状の有無、入院や生命に関わる状態はないか等）

発症する前3日間の喫食内容、状況（地域行事、学校行事、給食にあっては2週間分の献立表）

医師の診断の有無等（検便と医師の所見）

保健所への届出の有無（届出日時、内容、保健所の対応）

必要に応じて、県教育委員会担当者が現地訪問し、直接、市町村教育委員会および学校（共同調理場）に対し、的確な状況把握・確認を行う。得られた情報に基づき、必要な場合は、市町村教育委員会や学校（共同調理場）への指導助言を行う。

< 指導助言の際の基本的視点 >

- (1) 児童生徒の身体、精神、生命の安全・安心を確保する。
- (2) 児童生徒及び保護者、地域へ適切に対処する。
- (3) 広域性の可能性も考慮し適切に対応する。
- (4) 誤った情報の広がりに対応する。
- (5) 多様な価値観からの意見及び批判に適切に対処する。

2 市町村教育委員会に関係資料の提出を求める。

学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告（学校給食衛生管理基準別紙4-1）

献立表（使用食品を記載したもの）2週間分

学年毎の児童生徒数と教職員の患者数の状況（毎日）

調理作業工程表

作業動線図

加熱温度記録簿

給食用物資検収票

検食簿

学校給食従事者の検便検査結果

学校給食従事者の個人ごとの健康記録簿

学校給食日常点検票

発生の経過を時系列にまとめたもの

保健所の指示事項

学校医等の指示事項

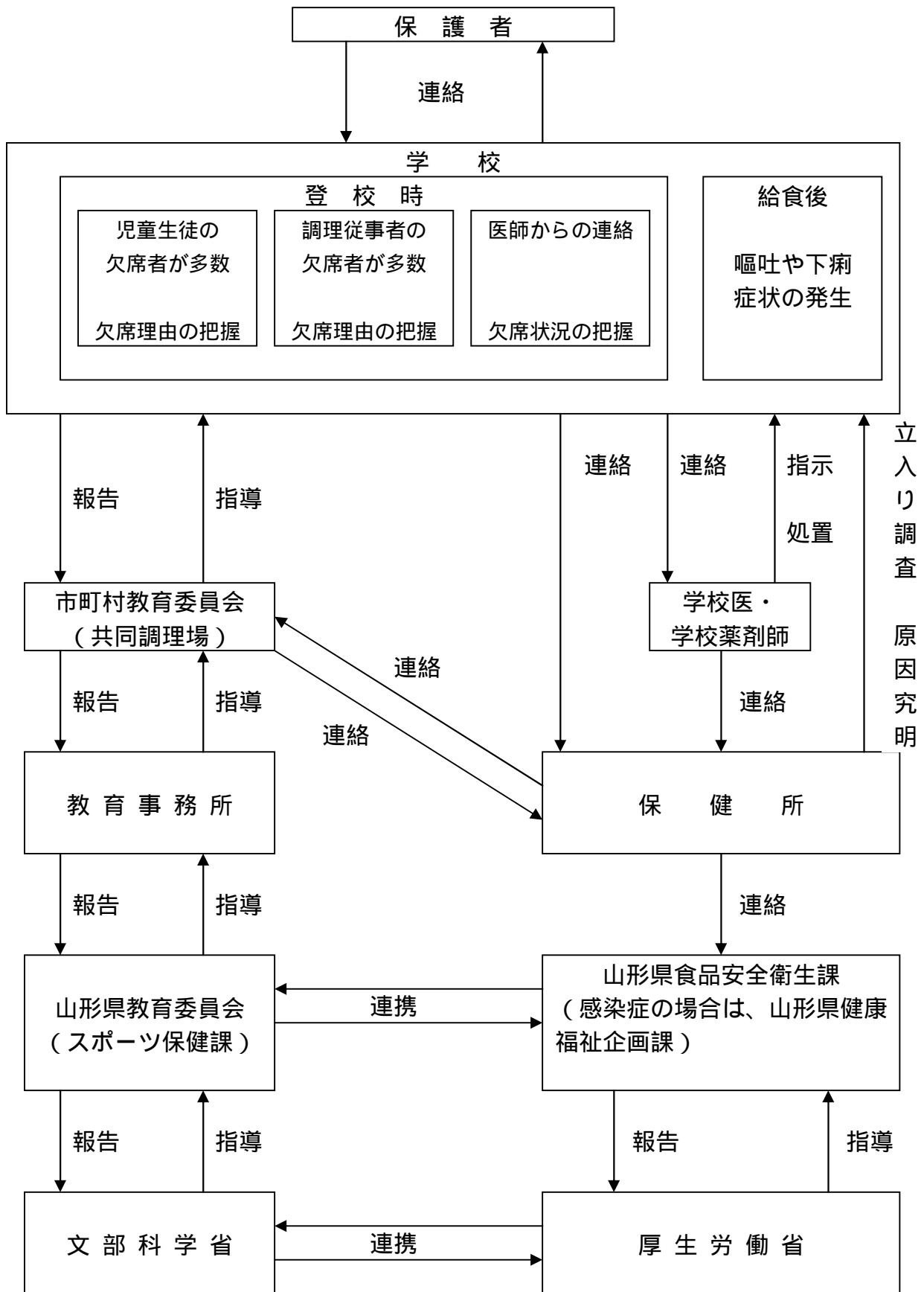
調理室の平面図

保存食記録簿

その他

- 3 県教育委員会担当者などの派遣
保健所の立ち入り調査に立ち会うなど、適切な情報提供・情報収集にあたる。
- 4 文部科学省への報告
 - ・ 2の 学校（共同調理場）における食中毒発生状況報告及び関係書類にて報告
 - ・ マスコミ対応状況、地元の報道状況の定期的な報告
 - ・ 公表資料と新聞記事等は文部科学省に随時送付
 - ・ 保護者への説明内容等の報告
- 5 食中毒発生防止にかかる通知文の発出
- 6 衛生管理改善指導
県教育委員会担当者を派遣する。
< 指導の観点 >
 - 衛生管理体制について
 - 施設設備の衛生管理について
 - 学校給食従事者の衛生管理について
 - 食品の選定、検収、保管について
 - 作業工程、作業動線について
 - 調理過程の衛生管理について
 - 温度管理について
 - 定期点検及び日常点検について
 - 関係諸帳簿の整備について
 - その他
- 7 終息後の文部科学省への報告
学校における感染症・食中毒発生状況報告（学校給食衛生管理基準別紙4 2）

図1 学校給食を原因とする食中毒（疑い）発生時の連絡体制



(様式1)

食中毒連絡体制

	県教育委員会 (スポーツ保健課)	教育事務所	市町村教育委員会	学校
対応者 (順番を 付けて3 人)				
連絡先 電話 FAX メール				
休日連絡 先 (順番を 付けて2 人) 対応者 電話 FAX				

(様式2)

学校給食を原因とする食中毒(疑い)関係速報

受理者

平成 年 月 日 時 分

このことについて下記のとおり報告がありました。

発症者の特定並びに人数(学校名、学年別、男女別、発症者の割合)
探知の日時並びに方法
発症月日並びに発生場所(最初に異常を感じた日時や場所)
患者の主要状況(下痢、発熱、嘔吐、腹痛等の症状の有無、入院や生命に関わる状態はないか等)
発症する前3日間の喫食内容、状況(地域行事、学校行事、給食にあっては2週間分の献立表)
医師の診断の有無等(検便と医師の所見)
保健所への届出の有無(届出日時、内容、保健所の対応)
地域において感染症らしき情報はないか
その他(事件発生後の学校給食の対応、臨時休校等の有無、保護者への対応等)

《県立学校の場合》

事件報告の連絡体制

1 学校給食を原因とする食中毒（疑い）発生時の連絡体制

図 1 による

2 連絡の際の留意事項

(1) 連絡においては、様式 1 により連絡責任者を定め、連絡責任者が中心となり相互に対応する。なお、窓口は 1 人でも、情報は共有し、連絡責任者が不在の場合でも対応できる体制作りを行う。(文部科学省・県教育委員会・学校等)

(2) 衛生部局との連携を密にする。

(3) 文部科学省学校健康教育課に報告する。(速報)

3 緊急対応体制を組む

(1) 学校等への指導方針、方策の決定

(2) マスコミ等外部との対応はマスコミ対応責任者を定め行うこととし、事実関係を確認後に行う。

食中毒（疑い）発生報告の詳細状況の確認

1 状況の把握

様式 2 による。

発症者の特定並びに人数（学校名、学年別、男女別、発症者の割合）

探知の日時並びに方法

発症月日並びに発生場所（最初に異常を感じた日時や場所）

患者の主要状況（下痢、発熱、嘔吐、腹痛等の症状の有無、入院や生命に関わる状態はないか等）

発症する前 3 日間の喫食内容、状況（地域行事、学校行事、給食にあっては 2 週間分の献立表）

医師の診断の有無等（検便と医師の所見）

保健所への届出の有無（届出日時、内容、保健所の対応）

必要に応じて、県教育委員会担当者が現地訪問し、学校に対し、的確な状況把握・確認を行う。得られた情報に基づき、必要な場合は、学校への指導助言を行う。

< 指導助言の際の基本的視点 >

(1) 児童生徒の身体、精神、生命の安全・安心を確保する。

(2) 児童生徒及び保護者、地域へ適切に対処する。

(3) 広域性の可能性も考慮し適切に対応する。

(4) 誤った情報の広がりに適切に対応する。

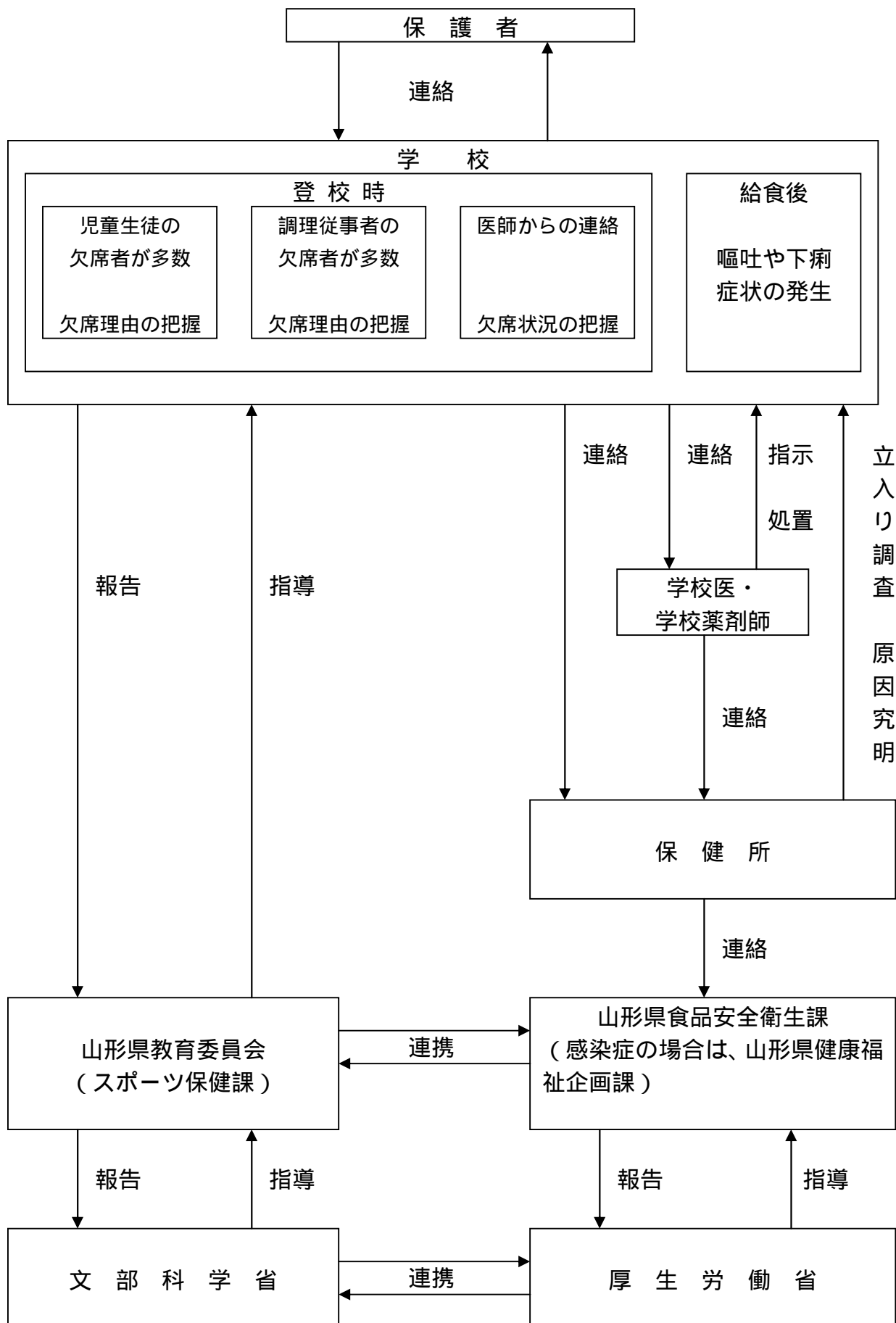
- (5) 多様な価値観からの意見及び批判に適切に対処する。
- 2 学校に關係資料の提出を求める。
学校（共同調理場）における食中毒等発生状況報告（学校給食衛生管理基準別紙4 - 1）
献立表（使用食品を記載したもの）2週間分
学年毎の児童生徒数と教職員の患者数の状況（毎日）
調理作業工程表
作業動線図
加熱温度記録簿
給食用物資検収票
検食簿
学校給食従事者の検便検査結果
学校給食従事者の個人ごとの健康記録簿
学校給食日常点検票
発生の経過を時系列にまとめたもの
保健所の指示事項
学校医等の指示事項
調理室の平面図
保存食記録簿
その他
- 3 県教育委員会担当者などの派遣
保健所の立ち入り調査に立ち会うなど、適切な情報提供・情報収集にあたる。
- 4 文部科学省への報告
・2の 学校（共同調理場）における食中毒発生状況報告及び關係書類にて報告
・マスコミ対応状況、地元の報道状況の定期的な報告
・公表資料と新聞記事等は文部科学省に随時送付
・保護者への説明内容等の報告
- 5 食中毒発生防止にかかる通知文の発出
- 6 衛生管理改善指導
県教育委員会担当者を派遣する。
< 指導の観点 >
衛生管理体制について
施設設備の衛生管理について
学校給食従事者の衛生管理について
食品の選定、検収、保管について
作業工程、作業動線について

調理過程の衛生管理について
温度管理について
定期点検及び日常点検について
関係諸帳簿の整備について
その他

7 終息後の文部科学省への報告

学校における感染症・食中毒発生状況報告（学校給食衛生管理基準
別紙4 2）

図1 学校給食を原因とする食中毒（疑い）発生時の連絡体制



(様式1)

食中毒連絡体制

	県教育委員会 (スポーツ保健課)	学校
対応者 (順番を付けて 3人)		
連絡先 電話 FAX メール		
休日連絡先 (順番を付けて 2人) 対応者 電話 FAX		

(様式2)

学校給食を原因とする食中毒(疑い)関係速報

受理者

平成 年 月 日 時 分

このことについて下記のとおり報告がありました。

発症者の特定並びに人数(学年別、男女別、発症者の割合)
探知の日時並びに方法
発症月日並びに発生場所(最初に異常を感じた日時や場所)
患者の主要状況(下痢、発熱、嘔吐、腹痛等の症状の有無、入院や生命に関わる状態はないか等)
発症する前3日間の喫食内容、状況(地域行事、学校行事、給食にあつては2週間分の献立表)
医師の診断の有無等(検便と医師の所見)
保健所への届出の有無(届出日時、内容、保健所の対応)
地域において感染症らしき情報はないか
その他(事件発生後の学校給食の対応、臨時休校等の有無、保護者への対応等)